

## 第4期 国立大学法人琉球大学一般事業主行動計画

平成27年6月1日

琉球大学では、全ての職員が仕事と子育てを両立できる働きやすい環境をつくとともに、職員がそれぞれの個性及びその能力を十分に発揮できるよう、次の行動計画を策定する。

I 計画期間：平成27年6月1日から平成30年3月31日まで

II 計画内容：

### 1. 子育てと仕事の両立を支援するための雇用環境の整備

目標1 出産・育児・介護支援にかかる休暇・休業を取得しやすい職場環境の整備・充実を図る。

〈対策〉平成27年6月～

- ・ 出産・育児・介護支援にかかる各種制度の利用促進を図るため、ホームページによる情報提供や改訂したガイドブック等の配付を行い、制度の周知に努める。

目標2 男性職員が育児支援制度を積極的に利用できるよう、環境整備に努める。  
また、計画期間内において、男性職員の育児休業の取得者を3名以上とする。

〈対策〉平成27年6月～

- ・ 男性職員が取得可能な子育てに関する休暇・休業制度の周知を行い、取得の促進を図る。

### 2. 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標3 時間外労働を縮減および年次休暇の取得を促進するための措置を講じる。

〈対策〉平成27年6月～

- ・ 会議・打合せ等は、開始及び終了時刻に配慮し、可能な限り所定労働時間内に行うよう周知徹底を行い、時間外労働の縮減を図る。
- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進のため、定時での退庁を継続して定期的を実施し、職員の定時帰宅を促進する。
- ・ 業務運営の効率化や業務量の平準化を推進し、時間外労働の縮減に努める。
- ・ 年次休暇の取得を促進するため、各部署において引き続き取得計画表を作成し、休暇の取得しやすい環境を整備する。

目標4 職員の多様で柔軟な働き方が尊重される環境や風土を醸成する。

〈対策〉平成27年6月～

- ・ 職員の意識啓発を目的としたワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを実施し、職員の働き方の見直しに関する意識の啓発を行う。